



2 「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画) 策定の経緯

年月日		事項
平成30年	6月8日	○平成30年度第1回青森県子どもと子育てに関する調査検討委員会 ・「子どもと子育てに関する調査」の調査項目について検討
	8月2日	○平成30年度第2回青森県子どもと子育てに関する調査検討委員会 ・「子どもと子育てに関する調査」の調査項目について検討
	10月15日	○「子どもと子育てに関する調査」の実施の告示(青森県告示第七七七号)
	10月15日 ～ 11月2日	○「子どもと子育てに関する調査」の実施
平成31年	1月29日	○平成30年度第3回青森県子どもと子育てに関する調査検討委員会 ・「子どもと子育てに関する調査結果報告書」(案)の決定
	2月15日	○平成30年度第2回青森県子ども・子育て支援推進会議 ・「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画)の策定の進め方について説明 ・「子どもと子育てに関する調査結果報告書」について説明
令和元年	7月10日	○令和元年度第1回青森県子ども・子育て支援推進本部幹事会 ・「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画)の策定の進め方について説明 ・「のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)報告書(案)について報告
	7月24日	○令和元年度第1回青森県子ども・子育て支援推進会議 ・「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画)の策定の進め方について説明 ・「のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)報告書(案)について報告
	8月6日	○令和元年度第1回青森県子ども・子育て支援推進本部 ・「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画)の策定の進め方について説明 ・「のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)報告書(案)の決定
	9月25日	○「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画)第1次素案について庁内意見照会

年月日		事項
令和2年	10月28日	○令和元年度第2回青森県子ども・子育て支援推進会議 ・「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画)第1次素案について意見聴取
	11月19日	○「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画)第2次素案について庁内意見照会
	12月5日	○青森県議会環境厚生委員会 ・パブリック・コメントの実施について説明
	12月6日 ～ 1月6日	○パブリック・コメントの実施
	2月5日	○令和元年度第3回青森県子ども・子育て支援推進会議 ・「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画)案について意見聴取
	3月2日	○令和元年度第2回青森県子ども・子育て支援推進本部 ・「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画)案の決定
	3月2日	○「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画)の知事決裁
	3月19日	○青森県議会環境厚生委員会 ・「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画)の策定について説明



3 青森県附属機関に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する知事の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等及び法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている知事の附属機関の組織、会議の運営等について必要な事項を定めるものとする。

（条例で設置する附属機関の組織等）

第2条 県に別表第1に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

（法令で設置された附属機関の組織等）

第3条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めることとされている附属機関（次項に規定するものを除く。）の名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第2の当該各欄に掲げるとおりとする。

（第2項略）

（会長等）

第4条 会長、委員長又は本部長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、別表第1及び別表第2の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

- 2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関に代表する。
- 3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長等が2人置かれる附属機関においては、副会長等の行なう前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。
- 5 法令に別に定めのあるものを除くほか、会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

（委員の任命等）

第5条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員等は、別表第1及び別表第2の委員等の構成欄に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

- 2 委員又は本部員に欠員を生じた場合の補欠の委員又は本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 法令に別に定めのあるものを除くほか、附属機関の会議は、必要に応じて知事が招集する。ただし、青森県地方独立行政法人評価委員会、青森県公益認定等審議会、青森県障害者施策推進協議会、青森県生活衛生適正化審議会、青森県社会福祉審議会（以下「社会福祉審議会」という。）、青森県介護保険審査会、青森県救急搬送受入協議会、青森県土地利用審査会（以下「土地利用審査

会」という。)、青森県都市計画審議会(以下「都市計画審議会」という。)、青森県開発審査会及び青森県建築審査会の会議は、必要に応じて会長(青森県地方独立行政法人評価委員会及び社会福祉審議会にあつては、委員長)が招集する。

- 2 会長等は、会議の議長となる。
- 3 法令に別に定めのあるもの並びに青森県防災会議(以下「防災会議」という。)及び青森県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の会議を除くほか、会議は、委員等(青森県地方独立行政法人評価委員会の会議の場合は委員及び議事に関する関係のある専門委員、青森県交通安全対策会議(以下「交通安全対策会議」という。)の会議の場合は委員及び議事に関する特別委員、青森県消費生活審議会(以下「消費生活審議会」という。)、社会福祉審議会、青森県国土利用計画審議会(以下「国土利用計画審議会」という。))及び都市計画審議会の会議の場合は、委員及び議事に関する関係のある臨時委員。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議(防災会議及び防災本部の会議を除く。)の議決は、出席した委員等の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、土地利用審査会の会議のうち、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第12条第6項及び第13項(同条第15項において準用する場合を含む。)の規定による規制区域の指定及び指定の解除並びにその区域の減少に係る確認に関する会議の議決は、総委員の過半数をもつて決する。
- 5 前項ただし書の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができる。
(第7条～第26条略)

(部会等)

第27条 法令に別に定めのあるもの及び第7条から前条までに定めのあるものを除くほか、知事は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

(施行事項)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

別表第1

名称	担当する事務	組織	委員等の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
青森県子ども・子育て支援推進会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項の規定により次に掲げる事務を処理すること。 1 県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、子ども・子育て支援法第62条第5項に規定する事項を処理すること。 2 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。	会長 委員	1 子どもの保護者 2 市町村長 3 事業主を代表する者 4 労働者を代表する者 5 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 6 学識経験を有する者	20人 以内	2年	委員の互選



4 青森県子ども・子育て支援推進会議 幼保連携型認定こども園部会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、青森県附属機関に関する条例（昭和36年条例第14号）第31条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(議事)

第2条 部会の議事は、次に掲げる事項とする。

- 1 幼保連携型認定こども園の設置の認可に関する事項
- 2 幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることに関する事項
- 3 幼保連携型認定こども園の設置の認可の取消しに関する事項

(部会の開催)

第3条 部会は委員の過半数の出席がなければ、部会を開くことができない。

(発言)

第4条 委員が、部会において発言する場合は、部会の長（以下「部会長」という。）の許可を受けなければならない。

(採決)

第5条 議案は委員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。

- 2 部会長は、必要があるときは、部会に諮って、記名又は無記名の投票によって採決することができる。

(公開)

第6条 部会は、原則として公開とする。ただし、第2条各号に掲げる議事を調査審議する場合及び次のいずれかに該当する場合は、部会は非公開とする。

- 1 青森県情報公開条例（平成11年条例第55号）第7条各号のいずれかに該当する情報について調査審議を行う場合
- 2 部会を公開することにより、部会の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(会議録)

第7条 部会の議事については、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- 1 開会及び閉会に関する事項
 - 2 出席委員及び欠席委員の氏名
 - 3 説明のために出席した者の職又は氏名
 - 4 議題及び議事に関する事項
 - 5 議決事項
 - 6 その他必要と認めた事項
- 2 会議録は、すべて要点筆記の方法による。
 - 3 部会長は第七条ただし書の規定により非公開とするもののほか、公開することにより公正かつ円滑な調査審議等に著しい支障を及ぼすおそれのあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議録及び配布資料の全部または一部を非公開とすることができる。

(署名委員)

第8条 会議録に署名すべき委員は2名とし、部会長が指名する。

(庶務)

第9条 部会の運営に関する庶務は、健康福祉部こどもみらい課において処理する。

(補則)

第10条 この規程で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員の意見を聞いて定める。

附 則

この規程は、平成27年1月16日から施行する。

青森県子ども・子育て支援推進会議委員 名簿

職名	氏名	役職名等	部会
委員	あきもと のぶゆき 秋元 信行	青森県私立幼稚園連合会常任理事	○
委員	おがさわら なおこ 小笠原 尚子	社会福祉法人福祉の里総括本部人事部長	
委員	おがた こうこ 小形 浩子	青森県小学校長会対策部長	○
委員	かいふき あきほ 貝吹 彰穂	館なかよしクラブ代表	
委員	こうやま ともこ 神山 智子	青森県商工会議所女性会連合会理事	
委員	ごとう たつや 後藤 辰也	青森県児童養護施設協議会会長	
会長	さとう さんぞう 佐藤 三三	弘前大学名誉教授	○
委員	とのさき こうじ 外崎 浩司	青森県PTA連合会会長	○
委員	ながお ただゆき 長尾 忠行	青森県市長会(平川市長)	
委員	なるみ けいいちろう 鳴海 恵一郎	青森県議会環境厚生委員会委員長	
委員	にいや まさえ 新井谷 昌江	NPO法人はちのへ未来ネット事務局長	
委員	にしかわ ちかこ 西川 智香子	NPO法人コミュニサーあおもり理事長	
委員	はしもと みやこ 橋本 都	青少年育成青森県民会議会長	
委員	はせがわ のどか 長谷川 和	(公募委員)	
委員	まえだ たもつ 前田 保	社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長	○
委員	まさや きょうこ 榎谷 京子	公益社団法人青森県看護協会会長	
委員	むらかみ としはる 村上 壽治	公益社団法人青森県医師会副会長	
委員	やすた みゆき 安田 美由紀	(公募委員)	○
委員	やまうち ひろゆき 山内 裕幸	日本労働組合総連合会青森県連合会事務局長	
委員	わたなべ たてみち 渡邊 建道	一般社団法人青森県保育連合会会長	○

※名簿は五十音順、敬称略、令和2年2月現在 ※部会の欄に○印を付した委員は、幼保連携型認定こども園部会委員



5 青森県子ども・子育て支援推進本部設置要綱

(目的)

第1 未来の青森県づくりの原動力である子どもを健やかに産み育てられる環境を充実していくため、社会全体で子育てを支え合い、県民が安心して結婚し、子どもを産み育てられる「最適の地」青森県を目指し、子ども・子育て支援に関する総合的な施策の推進を図ることを目的とし、青森県子ども・子育て支援推進本部（以下「推進本部」）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援に係る施策の企画及び総合調整に関すること
- (2) 子ども・子育て支援に係る施策の推進に関すること
- (3) その他子ども・子育て支援に係る施策に関すること

(組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充て、副本部長は健康福祉部を所管する副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。
2 本部長は、必要に応じて関係者に推進本部の会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第5 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。
- 3 会長は健康福祉部長をもって充て、副会長は、健康福祉部こどもみらい課に係る事務を整理する健康福祉部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、幹事会を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が主宰する。
- 8 会長は、必要に応じて関係者に幹事会の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6 推進本部の庶務は、健康福祉部こどもみらい課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3関係）

副知事（健康福祉部を所管しない副知事）
総務部長
企画政策部長
環境生活部長
健康福祉部長
商工労働部長
農林水産部長
県土整備部長
危機管理局長
観光国際戦略局長
エネルギー総合対策局長
出納局長
東青地域県民局長
中南地域県民局長
三八地域県民局長
西北地域県民局長
上北地域県民局長
下北地域県民局長
病院事業管理者
教育長
警察本部長

別表第2（第5関係）

財政課長
総務学事課長
企画調整課長
県民生活文化課長
青少年・男女共同参画課長
健康福祉政策課長
がん・生活習慣病対策課長
医療薬務課長
保健衛生課長
こどもみらい課長
障害福祉課長
商工政策課長
労政・能力開発課長
農林水産政策課長
監理課長
防災危機管理課長
観光企画課長
エネルギー開発振興課長
会計管理課長
東青地域県民局地域連携部長
中南地域県民局地域連携部長
三八地域県民局地域連携部長
西北地域県民局地域連携部長
上北地域県民局地域連携部長
下北地域県民局地域連携部長
病院局運営部経営企画室長
教育庁教育政策課長
教育庁学校教育課長
教育庁生涯学習課長
教育庁スポーツ健康課長
警察本部総務室総務事務推進課長
警察本部生活安全部生活安全企画課長
警察本部生活安全部少年女性安全課長



6 青森県母子保健計画見直しワーキングチーム運営要領

1 目的

青森県母子保健計画見直しワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）は、青森県母子保健計画（以下「計画」という。）の見直しにあたり、計画（案）の検討を行うことを目的とする。

2 検討事項

ワーキングチームは、計画の見直しにあたって次の事項について検討する。

- (1) 施策の目標指標に関すること
- (2) 施策の内容に関すること
- (3) その他計画に関すること

3 構成

ワーキングチームは、青森県周産期医療協議会医療保健連携小委員会の委員を兼ねる。また、必要に応じ、オブザーバーを置くことができる。（別表）

4 組織

- (1) ワーキングチームにリーダーを置く。
- (2) リーダーは構成メンバーの互選により定める。

5 事務

ワーキングチームの庶務は、こどもみらい課において処理する。

青森県母子保健計画見直しワーキングチーム名簿

職名	氏名	役職名等
メンバー	あみづか たかすけ 網塚 貴介	青森県立中央病院成育科部長
メンバー	いけだ としふみ 池田 智文	青森県立中央病院新生児科部長
メンバー	おざき たかし 尾崎 浩士	青森県立中央病院総合周産期母子医療センター長
メンバー	くどう さとみ 工藤 里美	青森県市町村保健師活動協議会副会長
メンバー	たなか かんじ 田中 幹二	弘前大学医学部附属病院周産母子センター副部長
メンバー	たなか そうた 田中 創太	八戸市立市民病院周産期センター所長
メンバー	たなか ひろし 田中 完	公益社団法人青森県医師会常任理事 (青森県小児科医会顧問)
メンバー	とまべち さとし 苔米地 怜	公益社団法人青森県医師会常任理事
メンバー	のむら ゆみこ 野村 由美子	青森県保健所長会会員
オブザーバー	はしづめ なおみ 橋爪 直美	公益社団法人青森県看護協会助産師職能理事
メンバー	ひらおか ともよし 平岡 友良	あおもり思春期研究会会長
リーダー	よこやま よしひと 横山 良仁	弘前大学大学院医学研究科産科婦人科学講座教授

※名簿は五十音順、敬称略、令和2年2月現在